低排出ガス車認定実施要領

平成十二年三月十三日運輸省告示第百三号
改正平成十三年三月二十八日国土交通省告示第三百三十三号
改正平成十四年七月二十九日国土交通省告示第六百八十一号
改正平成十五年九月二十六日国土交通省告示第千三百二十二号

自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程(平成十一年運輸省告示第六百号)第三条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、低排出ガス車認定実施要領を次のように定める。

(定義)

- 第一条 この告示における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。
 - 一 「型式指定自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号) 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。
 - 二 「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」とは、道路運送車両法第七十五条 の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止 装置を備えた自動車(型式指定自動車を除く。)をいう。

(認定の対象とする自動車の種類の関する事項)

第二条 自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程(以下「評価規程」という。)第三条第二項第一号イの認定の対象とする自動車の種類は、次の表の上欄に掲げる自動車に応じ、同表の下欄に掲げる申請者から評価規程第二条の申請(以下「申請」という。)があったもの(普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下同じ。)を除く。)に限る。)とする。

É	動	車	申	請	者	
_	型式指流	定自動車	当該型式指	定自動車につい	1て道路運送車	巨両法第七十五条

	第一項の申請をした者
二 一酸化炭素等発	当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸
散防止装置指定自	化炭素等発散防止装置について道路運送車両法第七十五
動車	条の二第一項の申請をした者であって当該一酸化炭素等
	発散防止装置指定自動車を譲渡しようとするもの

(評価項目)

- 第三条 評価規程第三条第二項第一号ロの評価項目は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる次に掲げる物質の排出量とする。
 - 一 一酸化炭素
 - 二 炭化水素(第五条第二号の規定に基づき認定を行う場合に限る。ただし、天 然ガスを燃料とする自動車について第五条の認定(以下「認定」という。)を 行う場合にあっては、炭化水素又は非メタン炭化水素)
 - 三 非メタン炭化水素 (第五条第一号の規定に基づき認定を行う場合に限る。)
 - 四 窒素酸化物
 - 五 粒子状物質
 - 六 ホルムアルデヒド (メタノールを燃料とする自動車について認定を行う場合に限る。)

(試験方法)

第四条 評価規程第三条第二項第一号八の試験方法は、次のとおりとする。

一 申請に係る自動車であって試験に供するもの(以下「試験車」という。)を、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣に提出する書面(昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号)第一条の表の備考第一号の走行条件A又は同表の備考第二号の走行条件Bにより同表の下欄に掲げる耐久走行距離走行を走行させること。

Ē	1	動	車	の	種	別		耐	久	走	行	距	離	

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の 普通自動車及び小型自動車	八〇,〇〇〇キロメートル
ロ 普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用 に供する乗車定員十人 以上の自動車を除き、 車両総重量が一・七トン以下のものに限る。)	八〇,〇〇〇キロメートル
八 普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用 に供する乗車定員十人 以下の自動車を除き、 車両総重量が一・七トン超三・五トン以下の ものに限る。)	八〇,〇〇〇キロメートル
二 普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用 に供する乗車定員十人 以下の自動車を除き、 車両総重量が三・五トン超のものに限る。)	二五〇,〇〇〇キロメートル
ホ 専ら乗用の用に供する軽自動車	六〇,〇〇〇キロメートル
へ 軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)	六〇 , 〇〇〇キロメートル

二 次条第一号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて認定を受けようとする自動車(前号の表の二に規定する自動車を除く。)は、前号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる排出物に含まれる測定物質について、走行距離ーキロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数等量による容量比で表した値をグラムに換算した値)をそれぞれ測定し、測定した値についてそれぞれ同表下欄に掲げる乗じる値を乗じて算出した値を合算した値を求めること。

排	出	物	乗じる値

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国	百分の八十八
土交通省告示第六百十九号)別添四十二に定める軽・中量車	
排出ガス測定方法に規定する十・十五モード法により運行す	
る場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物(以	
下「十・十五モード法排出物」という。)	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添四十二に定	百分の十二
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添四十二に定 める軽・中量車排出ガス測定方法に規定する十一モード法に	百分の十二
	百分の十二
める軽・中量車排出ガス測定方法に規定する十一モード法に	百分の十二

三 次条第二号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて認定を受けようとする自動車は、第一号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の中欄に掲げる排出物に含まれる前条の物質(以下「測定物質」という。)について、同表下欄に掲げるそれぞれの値の測定を行うこと。

自動車の種別	排 出 物	値
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両総重量が三・五トンを超えるもの(軽油を燃料とするものにあっては車両総重量が二・五トンを超えるもの)。専用の用に供するもの用に供するものものであるものがあるものがあるものがあるものがあるものものものものものものものものものものものものものものものものものものもの	十・十五モード法排出物	走行距離ーキロメートル 当たりの排出量をグラム で表した値(炭化水素及 び非メタン炭化水素にあっては、炭素数等量によ る容量比で表した値をグ ラムに換算した値)
のを除く。) を除く。)	十一モード法排出物	排出量をグラムで表した 値(炭化水素及び非メタ ン炭化水素にあっては、

炭素数等量による容量比で表した値をグラムに換算した値)

ガスく「う動燃え動(トらのソリニが、はが)とと原を機両と用いてはがりないが、ではずりがでいる。ではずりがでいる。ではずりがでいる。ではない。のは、では、いいのは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、では、いいのでは、いいで

道路運送車両の保安基準第二 章及び第三章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)別表第一に規定するガソリン十三モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物(以下「ガソリン十三モード法排出物」という。)

一時間あたりの排出量 をグラムで表した値(炭 化水素及び非メタン炭 化水素にあっては、炭 素数等量による容量比 で表した値をグラムに 換算した値)にそれぞ れ道路運送車両の保安 基準別表第五の下欄に 掲げる係数を乗じて得 た値を加算した値を、 同表の上欄に掲げる運 転条件で運行する場合 に発生した仕事率をキ ロワットで表した値に それぞれ同表の下欄に 掲げる係数を乗じて得 た値を加算した値で除 して得た値

十・十五モード法排出物(メ タノールを燃料とする自動 車に限る。)

走行距離ーキロメートル 当たりの排出量をグラム で表した値(炭化水素及 び非メタン炭化水素にあっては、炭素数等量によ る容量比で表した値をグ ラムに換算した値) 十一モード法排出物(メタ ノールを燃料とする自動車 に限る。)

排出量をグラムで表した 値(炭化水素及び非メタ ン炭化水素にあっては、 炭素数等量による容量比 で表した値をグラムに換 算した値)

軽油を燃料とする自動 車又は軽油を燃料とす る自動車に備える原動 機に類する原動機を備 える自動車(車両総重 量が二・五トンを超え るもの(専ら乗用の用 に供するものを除く。) に限る。)

道路運送車両の保安基準第二 章及び第三章の規定の適用関 | をグラムで表した値(炭 係の整理のために必要な事項 を定める告示別表第二に規定 するディーゼル十三モード法 により運行する場合に発生 し、排気管から大気中に排出 される排出物(以下「ディ ーゼル十三モード法排出物」 という。)

|一時間あたりの排出量 化水素及び非メタン炭 化水素にあっては、炭 素数等量による容量比 で表した値をグラムに 換算した値)にそれぞ れ道路運送車両の保安 基準別表第五の下欄に 掲げる係数を乗じて得 た値を加算した値を、 同表の上欄に掲げる運 転条件で運行する場合 に発生した仕事率をキ ロワットで表した値に それぞれ同表の下欄に 掲げる係数を乗じて得 た値を加算した値で除 して得た値

四 申請に係る自動車が専ら電気を動力源とするものである場合には、前三号の 規定にかかわらず、排出物に測定物質が含まれていないものとみなすこと。 (評価方法)

- 第五条 評価規程第三条第二項第一号二の評価方法は、申請に係る自動車が、次のいずれかの表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合することについて認定を行うことによるものとする。
 - 一 前条第二号に規定する試験方法による場合

		自	動	車	Ø	種	別					基	準
1	前条第一	-号の	表の	イ、	口及	びホロ	こ規定	Ξす?	る自動	車	別表第- ずれか	一各号	その基準のい
	前条第一	-号の	表の	八に	規定	する	自動車	<u> </u>			別表第二	二各号	か基準のい
Л	前条第一	-号の	表の	へに	規定	する	自動車	<u> </u>			別表第三	三各号	か基準のい

二 前条第三号に規定する試験方法による場合

自動車の種別	基準
イ 前条第一号の表のイ、口及びホに規定する自動車	別表第四各号の基準のい ずれか
ロ 前条第一号の表の八に規定する自動車	別表第五各号の基準のい ずれか
八 前条第一号の表の二に規定する自動車	別表第六各号の基準及び 別表第八各号(軽油を燃料とする自動車に限る。) の基準のいずれか

二 前条第一号の表のへに規定する自動車

別表第七各号の基準のいずれか

(国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項)

- 第六条 評価規程第三条第二項第一号亦の国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項は、次のとおりとする。
 - 一 申請及び認定は、自動車の型式ごとに行うものとすること。
 - 二 申請は、次の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる時期 に行うものとすること。

自 動 車	時 期
イ型式指定自動車	当該型式指定自動車に係る次の時期のいずれか (1) 道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした 時以降 (2) 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第 八十五号)第十条第一項の申請をした時以降
口 一酸化炭素等発 散防止装置指定自 動車	当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸 化炭素等発散防止装置に係る次の時期のいずれか (1) 道路運送車両法第七十五条の二第一項の申請を した時以降 (2) 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六 号)第九条第一項の申請をした時以降

三 次の表の上欄に掲げる自動車について同表の下欄に掲げる指定又は承認により第四条第二号又は第三号の値が確定した場合には、同条の規定にかかわらず、 当該値により第五条の認定を行うものとすること。

|--|

イ 型式指定自動車	当該型式指定自動車に係る次の指定又は承認のいずれか
	(1) 道路運送車両法第七十五条第一項の指定
	(2) 自動車型式指定規則第十条第一項の承認
	ᄁᆉᅟᆇᄱᄔᆂᅓᇌᄣᅜᆚᆡᄔᄦᅛᅌᇰᅕᆂᆂᇉᄲᇰᇰᅟᆇ
口 一酸化炭素等発	当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸
散防止装置指定自	化炭素等発散防止装置に係る次の指定又は承認のいずれ
動車	ימ
	(1) 道路運送車両法第七十五条の二第一項の指定
	(2) 装置型式指定規則第九条第一項の承認

- 四 認定は、前号の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる指定又は承認をした時以降に行うものとすること。
- 五 国土交通大臣は、次の表の上欄に掲げる自動車であって認定が行われたものについて、同表の下欄に掲げる申請があったときは、当該申請に基づく処分後の当該自動車について評価規程第二条の規定に基づき評価を行った場合に適合する第五条の基準が当該認定に係るものと異なる場合には、当該認定を撤回するものとすること。この場合において、国土交通大臣は、当該認定を撤回する前にあらかじめ当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聴くものとすること。

自動車	申	請
イ型式指定自動車	自動車型式指定規則第十条第一項の申請	
口 一酸化炭素等発 散防止装置指定自 動車	装置型式指定規則第九条第一項の申請	

(公表項目)

第七条 評価規程第三条第二項第二号イの公表項目は、認定が行われた自動車ごと に次のとおりとする。

- 一 車名及び型式(一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては、当該一酸 化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の名称及 び型式を含む。)
- 二 認定に係る基準
- 三 認定に係る測定物質の第四条第二号又は第三号の値
- 四 当該自動車に係る第二条の申請者の氏名又は名称 (公表方法)
- 第八条 評価規程第三条第二項第二号口の公表方法は、次のとおりとする。
 - 一 冊子
 - 二 インターネット等

別表第一 第五条第一号の表イの自動車に係る認定の基準 (第五条関係)

	当該基準の内容									
基準	第四条第二号により算出した値									
	一酸化炭素	非メタン炭化 水素	窒素酸化物	粒子状物質	ホルムアルデ ヒド					
一 平成十七年基準排出ガス五十%低減レベル	一・一五以下	○・○一三超○・○二五以下	○·○一三超 ○·○二五以 下	微量	〇·〇二五以 下					
二 平成十七年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	一・一五以下	〇·〇一三以 下	〇·〇一三以 下	微量	〇·〇二五以 下					

備考

- 一 この表において「微量」とは、排出がないとみなされる程度であることをいう。
- 二 この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の方法は、次のとおりとする。 イ 各々の測定物質について、この表に掲げる順序に従い、後順位の基準に適合するも のとすること。
 - ロ 試験車について、イにより各々の測定物質が適合することとされた基準のうち、この表に掲げる順序に従い、先順位の基準に適合するものとすること。

別表第二 第五条第一号の表口の自動車に係る認定の基準 (第五条関係)

	当 該 基 準 の 内 容								
基準	第四条第二号により算出した値								
	一酸化炭素	非メタン炭化 水素	窒素酸化物	粒子状物質	ホルムアルデ ヒド				
一 平成十七年基準排出ガス五十%低減レベル	二・五五以下	○・○一三超 ○・○二五以 下	○・○一八超○・○三五以下	微量	〇・〇二五以下				
二 平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベル	二・五五以下	〇·〇一三以 下	〇·〇一八以 下	微量	〇・〇二五以下				

- 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。
- 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の 方法に準用する。

別表第三 第五条第一号の表八の自動車に係る認定の基準 (第五条関係)

	当 該 基 準 の 内 容									
基準		第四条第二号により算出した値								
	一酸化炭素	非メタン炭化 水素	窒素酸化物	粒子状物質	ホルムアルデ ヒド					
一 平成十七年基準排出ガス五十%低減レベル	四・〇二以下	○・○一三超○・○二五以下	○·○一三超 ○·○二五以 下	微量	〇·〇二五以 下					
二 平成十七年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	四・〇二以下	〇·〇一三以 下	〇·〇一三以 下	微量	〇·〇二五以 下					

備考

- 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。
- 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の 方法に準用する。

別表第四 第五条第二号の表イの自動車に係る認定の基準(第五条関係)

		•								
		필	該	基準	O P	内 容				
基	準	第四条第	当該排出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値						
	三号の排 出物	一酸化炭素	炭化水素	非メタン 炭化水素	窒素酸化 物	粒子状物質	ホルムア ルデヒド			
基準二十	成十二年 排出ガス 五%低減	十・十五 モード法 排出物	〇・六七 以下	〇・〇四 超〇・〇 六以下	〇・〇三 超〇・〇 五以下	〇·〇四 超〇·〇 六以下	微量	〇·〇- 五以下		
レベル		十一モード法排出	十九・〇 以下	ー・一○ 超一・六	〇・八八 超一・三	〇·七〇 超一·〇	微量	〇・四一 以下		

	物		五以下	二以下	五以下		
二 平成十二年 基準排出ガス 五十%低減レ ベル	十・十五 モード法 排出物	〇・六七 以下	〇・〇二 超〇・〇 四以下	〇・〇二 超〇・〇 三以下	〇・〇二 超〇・〇 四以下	微量	〇·〇一 五以下
	十一モ ー ド法排出 物	十九・〇 以下	〇·五五 超一·一 〇以下	〇・四四 超〇・八 八以下	〇・三五 超〇・七 〇以下	微量	○・四一 以下
三 平成十二年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	十・十五 モード法 排出物	〇・六七 以下	〇·〇二 以下	〇·〇二 以下	〇·〇二 以下	微量	○・○一五以下
	十一モ ー ド法排出 物	十九・〇 以下	〇・五五 以下	〇・四四 以下	〇・三五以下	微量	○・四一 以下

- 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。
- 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の 方法に準用する。

別表第五 第五条第二号の表口の自動車に係る認定の基準(第五条関係)

		빌	当 該	基準	の P	內 容		
基	準	第四条第 三号の排	当該排出物	物に含まれる	る測定物質は	に係る第四名	条第三号の値	直
		出物	一酸化炭素	炭化水素	非メタン 炭化水素	室素酸化 物	粒子状物質	ホルムア ルデヒド
一 平成十基準排出二十五%レベル	ガス	十・十五 モード法 排出物	ニ・一〇以下	〇・〇四 超〇・〇 六以下	〇・〇三 超〇・〇 五以下	〇·〇七 超〇·一 〇以下	微量	〇·〇- 八以下
		十一モード法排出物	二十四・〇以下	ー・一○ 超一・六 五以下	〇・八八 超一・三 二以下	〇・八〇 超一·二 〇以下	微量	〇・四九 以下
二 平成十 基準排出 五十%低	ガス	十・十五 モード法 排出物	二·一〇 以下	〇・〇二 超〇・〇 四以下	〇・〇二 超〇・〇 三以下	〇・〇三 超〇・〇 七以下	微量	〇·〇一 八以下
ベル		+- E -	二十四・	〇・五五	〇・四四	〇・四〇	微量	〇・四九

	ド法排出 物	〇以下	□□・□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	超〇・八八以下	超〇・八〇以下		以下
三 平成十二年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル		ニ・一〇以下	〇·〇二 以下	〇·〇二 以下	〇·〇三 以下	微量	〇·〇- 八以下
D. 170	十一モー ド法排出 物	二十四・〇以下	〇・五五 以下	〇・四四以下	〇・四〇 以下	微量	〇・四九 以下

- 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。
- 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選 定の方法に準用する。

別表第六 第五条第二号の表八の自動車に係る認定の基準(第五条関係)

		<u> </u>	善該	基準	О Р	容				
基基		第四条第 三号の排	当該排出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値						
		当物	一酸化炭 素	炭化水素	非メタン 炭化水素	窒素酸化 物	粒子状物質	ホルムア ルデヒド		
一 平成十章基準排出:二十五%レベル	ガス	ガード物ィード物ソー出デルー出	十六・○ 以下	〇・四四 超〇・六 五以下	〇・三五 超〇・五 二以下	一・六九 超二・五 四以下	〇・〇九 超〇・一 四以下			
		十・十五 モード法 排出物						〇·〇- 八以下		
		十一モー ド法排出 物						一・四三 以下		
二 平成十二 基準排出: 五十%低。	ガス	ガソリン 十三モ ー ド法排出	十六・〇 以下	○・二二超○・四四以下	○・一八超○・三五以下		○・○五超○・○九以下			

ベル	物又はデ ィーゼル 十三モー ド法排出 物					
	十・十五 モード法 排出物					〇·〇一 八以下
	十一モード法排出物					一・四三 以下
三 平成十二年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	ガード物イード物イニュー出デルー出	〇·二二 以下	〇·一八 以下	〇·八五 以 下	〇·〇五 以下	
	十・十五 モード法 排出物					〇·〇一 八以下
	十一モー ド法排出 物					一・四三 以下

借老

別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選 定の方法に準用する。

別表第七 第五条第二号の表二の自動車に係る認定の基準(第五条関係)

		빌	当 該	基準	Ø 7	内 容		
基	準	第四条第 三号の排	当該排出物	物に含まれる	る測定物質は	こ係る第四条	条第三号の値	直
	当物	一酸化炭素	炭化水素	非メタン 炭化水素	窒素酸化 物	粒子状物質	ホルムア ルデヒド	
— 平月	成十二年	十・十五	≡ ⋅≡○	0.0t	〇・〇六	0.0t	微量	0.0-

基準排出ガス 二十五%低減 レベル	モード法 排出物	以下	超〇・一〇以下	超〇・〇八以下	超〇・一〇以下		五以下
	十一モー ド法排出 物	三十八・〇以下	一・七五 超二・六 三以下	ー・四〇 超二・一 〇以下	ー・一○ 超一・六 五以下	微量	〇・四一 以下
二 平成十二年 基準排出ガス 五十%低減レ	十・十五 モード法 排出物	三・三○以下	〇·〇三 超〇·〇 七以下	〇・〇二 超〇・〇 六以下	〇·〇三 超〇·〇 七以下	微量	〇·〇一 五以下
ベル	十一モード法排出物	三十八・〇以下	〇・八八 超一・七 五以下	〇・七〇 超一・四 〇以下	〇・五五 超一・一 〇以下	微量	〇・四一 以下
三 平成十二年 基準排出ガス 七十五%低減	十・十五 モード法 排出物	三・三○以下	〇·〇三 以下	〇·〇二 以下	〇·〇三 以下	微量	〇・〇一 五以下
レベル	十一モー ド法排出 物	三十八・〇以下	〇・八八 以下	〇·七〇 以下	〇・五五 以下	微量	〇・四一 以下

- 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。
- 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選 定の方法に準用する。

別表第八 第五条第二項の表八の自動車(軽油を燃料とするものに限る。)に係る認定の基準 (第五条関係)

	빌	当 該 基	準の	内 容	
基準	第四条第 三号の排 出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値			
		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 平成十二年基準 排出粒子状物質七 十五%低減レベル	ディーゼ ル十三モ ード法排 出物	二・二二以下	〇・八七以下	三・三八以下	〇·〇二七 超〇·〇五 以下
二 平成十二年基準 排出粒子状物質八 十五%低減レベル	ディーゼ ル十三モ ード法排	二・二二以下	〇・八七以下	三・三八以下	〇·〇二七 以下

|出物 |

備考

別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選 定の方法に準用する。